(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二号及び三十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
岡山市北区青江二丁目四七一番三から同市北区青江二丁目九四番四まで	前	一九・五〇～二七・〇〇	〇・一二九
	後	二〇・〇〇～三〇・〇〇	〇・一二九

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百九十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長門市仙崎字小浜一三七番一地内	前	二〇・八〇～四三・〇〇	〇・〇二四
	後	二〇・八〇～四三・〇〇	〇・〇二四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	長門市仙崎字提床一七九番六から同市仙崎字提床一七八番三まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
〃	長門市仙崎字小浜一三七番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
松山市北井門二丁目四二二番八地先から同市二番町四丁目七番二まで	前 A・B・C	二四・〇〇～一一〇・〇〇	六・二三二	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A・B・C	二四・〇〇～一一〇・〇〇	四・七九五	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号	高知県長岡郡大豊町高須字タルノ本四三〇番一一から同町高須字タルノ本四三〇番九まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○四国地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
室戸市室戸岬町字南津呂三八〇五番一から同市室戸岬町字南津呂三八六九番三まで	前	一一・四四～一七・六五	〇・二五八
	後	一二・七三～一七・六五	〇・二五八
室戸市浮津字古カコ七六番一から同市浮津字愛宕町八〇六番まで	前	一一・八八～二六・三四	〇・一九七
	後	一三・五四～二九・七八	〇・一九七

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号	室戸市室戸岬町字南津呂三八〇五番一から同市室戸岬町字南津呂三八六九番三まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○四国地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　高知県
二　都市計画事業の種類及び名称　高知広域都市計画下水道事業浦戸湾東部流域下水道
三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　高知県高知市大津字和田、字平田及び字八反田並びに高須字佐右衛門塩田北ノ丸、字佐右衛門塩田南ノ丸、砂地及び字長場江塩田南ノ丸地内